

総務委員会会議録

日時 平成21年3月5日（木） 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後2時52分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三
副委員長 中込 博文
委員 前島 茂松 渡辺 巨人 高野 剛 望月 清賢
石井 脩徳 金丸 直道 進藤 純世 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員 丸茂 紀彦 警察本部長 宮城 直樹
総務室長 戸島 公男 警務部長 小澤 富彦 生活安全部長 皆川 孝
刑事部長 深沢 正和 交通部長 望月 政明 警備部長 三枝 昇
首席監察官 日原 清貴 会計課長 宮崎 清
警務部参事官 保坂 廣文 生活安全部参事官 門西 和雄
交通部参事官 深澤 俊樹 警備部参事官 青木 雄二
教養課長 千頭和 菊夫 監察課長 佐藤 元治 厚生課長 小幡 菊次
情報管理課長 金丸 文夫 地域課長 小野 和夫 少年課長 古屋 一栄
捜査第一課長 五味 政樹 捜査第二課長 仲村 健二
組織犯罪対策課長 中澤 明彦 交通指導課長 有泉 辰二美
交通規制課長 渡辺 茂 運転免許課長 佐野 俊夫
警備第二課長 永田 賢一 警察学校長 鈴木 正明

知事政策局長 小松 重仁 知事補佐官 中村 康則
企画部長 輿石 和正 県民室長 小林 勝己
知事政策局次長 後藤 雅夫 知事政策局次長 平出 亘
政策参事 藤江 昭 政策参事 山本 正彦 政策参事 清水 享子
広聴広報課長 田中 宏 行政改革推進課長 都築 敏雄
理事 中澤 正徳 理事 笠井 一
企画部次長 古屋 博敏 企画部次長（企画課長事務取扱） 安藤 輝雄
企画部次長（リニア交通課長事務取扱） 小林 明 県民室次長 三枝 博
企画部参事 清水 徹 世界遺産推進課長 吉澤 公博
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 原間 敏彦
情報産業振興室長 小田切 一正 統計調査課長 芦沢 一
県民生活課長 相沢 享 食の安全・食育推進室長 小沢 和茂
生涯学習文化課長 八木 正敏 青少年課長 岩間 康
男女共同参画課長 河野 義彦

議題（付託案件）

第5号 山梨県特定非営利活動促進法施行条例中改正の件

- 第14号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第15号 山梨県県民会館設置及び管理条例中改正の件
- 第43号 包括外部監査契約締結の件
- 第44号 国土利用計画（山梨県計画）を定める件
- 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて
- 請願第21-1号 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求めることについて
- 請願第21-2号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求めることについて

（調査依頼案件）

- 第25号 平成二十一年度山梨県一般会計予算第一条第一項歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第四条地方債、第五条一時借入金、並びに第六条歳出予算の流用

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願第19-10号については継続審査すべきもの、請願第21-1号、請願第21-2号は採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時5分から午前10時36分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午前11時02分から午後4時15分まで知事政策局・企画部関係（午前11時52分から午後1時32分までと午後2時42分から午後3時01分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。
総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係については、引き続き6日に審査を行うこととなった。

主な質疑等 警察本部関係

- 第25号 平成二十一年度山梨県一般会計予算第一条第一項歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第四条地方債、第五条一時借入金、並びに第六条歳出予算の流用

質疑

（交通安全施設整備費について）

石井委員 交通安全施設整備費のうち、県単独事業費の交通バリアフリー対策について、県ではユニバーサル事業を推進していますが、このバリアフリー対策について説明をお願いします。

渡辺交通規制課長 この事業は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づいて取り組んでいます。その概要は、高齢者、身体障害者等が日常生活において安心して安全に道路を通行できる環境を確保するために、指定された重点地区を対象として事業を推進しています。

具体的には、音響式信号機などのバリアフリー対応型の信号機の設置や信号灯器のLED化、道路標識、道路標示の高輝度化などの整備を行い、安全で安心した歩行空間の確保を図っています。

なお、平成21年度については、国補事業では視覚障害者用の付加装置の整備、これは歩行者に音で知らせるといった付加装置の整備や県単事業では、甲府駅を中心とした同市の交通バリアフリー重点地域などを対象として信号灯器のLED化などを計画しています。

石井委員

私どもも車を運転したりする中で、やはり歩行者の保護にも大いに注意していかなければならないということで、よく理解できます。安全と円滑な交通の確保を重点に取り組んでいることをお聞かせいただきましたが、県民が使いやすく、また、暮らしやすいといった面から環境づくりを視野に入れて対策を講じられているということです。

県民が安全で安心な生活を営む上で、警察当局には、日ごろ多大な御指導を賜っています。県民挙げて取り組んでいくという中で、これが安全・安心の礎となるということではなかろうかと、よく理解できました。今後においても県民の安全で安心な生活や体の不自由な方、またお年寄りも安全で道路を使用できるようによろしくお願いします。

（少年補導及び事件捜査取締費について）

進藤委員

少年補導及び事件捜査取締費の中に、スクールサポーター6名嘱託という、1,400万円余の予算が盛られています。

スクールサポーターは去年は4名だったのですが、ことしは2名ふやして6名設置するというので、今、荒れている学校もあって、授業が成立しないという話も聞いたりしますし、最近、よく学年末や夏休みになると、学校の窓ガラスが割られるとか、非常に心が傷みます。ましてやその学校にいる先生方をはじめ、子供たちは、すごくショックを受けるのではないかと思います。そういう学校に関係する事件や事故などもたくさんある中で、このスクールサポーターという役目はどのようなものなのか。まだ設置されて何年もたっていないようですので、設置された経緯をまずお聞きします。

古屋少年課長

全国的には、児童の連れ去り、殺人事件、学校内へ侵入して児童や教職員に対する殺人・殺傷事件が発生し、学校内や登下校時における子供の安全確保に関する取り組みが求められました。また、県内においても校内暴力や万引きなど、非行で補導されている少年が後を絶たないほか、連れ去り、誘拐事件に発展するおそれのある子供への声かけ事案も発生しています。このような情勢を受け、少年非行防止や児童の安全確保が緊急の重要課題であることから、この取り組みを一層強化するため、平成19年8月から2名のスクールサポーターを導入しました。

進藤委員

最初は2名設置されたんですね。警察署に1名という感じで設置されているんですね。今は4名おりますから、あと2名はどこへ設置され、それから、そのスクールサポーターという方の任務はどういうものでしょうか。

古屋少年課長

現在、スクールサポーターは4警察署に配置しています。甲府、南甲府、笛吹、富士吉田の4署です。

スクールサポーターの任務については、少年非行防止のため、学校訪問による少年非行、いじめ、校内暴力等に対する教職員への指導・助言、教職員や少年警察ボランティアと連携した街頭補導、また犯罪の被害から子供たちを守るため、学校・地域における不審者の侵入防止等へのアドバイス、教職員、防犯ボランティア団体と連携した学校及び通学路における合同パトロー

ル、そのほか学校で行う非行防止教室や不審者から子供を守る防犯教室での指導、子供に対する声かけ事案など不審情報の提供などです。

進藤委員 今年度はどこへ設置されるんですか。

古屋少年課長 今年度、2名認められますと、4署のほかに南アルプス署と葦崎署を予定しています。

進藤委員 そこへ設置されると、本当にありがたいなと思います。やはり不登校の問題も案外多いんです。非常に教育委員会も苦労しておりますし、学校も苦労しておりますし、いろいろな問題もあるようですから、そういうところへサポーターの方がいらっしゃると、いろいろな面でいいのではないかなと思うんですが、今まで設置されていたところでスクールサポーターが実際に活動して、どんなふうな効果が見られていますか。子供たちの声とか、保護者の声とか、地域の方からどんな反応があるのでしょうか。

古屋少年課長 スクールサポーターの活動について、学校関係者や保護者から、学校に顔を出していただき、気軽に相談ができ、警察との連携が図られたとか、学校周辺や通学路を巡回してもらい安心だという声があります。特に、校長先生などから、少年の非行防止への具体的なアドバイスに対する感謝の言葉が寄せられます。学校、関係機関と連携して、少年の非行防止と子供の安全確保に万全を期してまいりたいと思います。

進藤委員 スクールサポーターの方は、警察の制服ではなくて、私服や何か特別な配慮をしているようですね。そういう点で親しみや、話しやすいという面もあるかもしれません。子供たちの心理面でも、警察の方とお話ができたりして、いいなと思っているんじゃないかなと思います。
スクールサポーターの方は、勤務時間など、どのように勤務しているのでしょうか。

古屋少年課長 勤務形態でございますけれども、原則として1週間の勤務時間を30時間、かつ勤務する日を5日以内としています。

進藤委員 5日以内ということは、曜日は別に決めていなくて、その状態において土曜も日曜もとか、あるいは時間も朝何時から何時までじゃなくて、時には夜もとか、巡回とかそういうこともあるわけですね。

古屋少年課長 時間を変則に、その時間帯をずらしたり、または土日も平日と振りかえたりしています。いずれにしても1週間5日ということと、勤務時間は1日6時間ということになります。

進藤委員 ことしは6名配置してくださるということなのですが、大変効果を上げていくというようなことから、ほかの警察署の管轄の方でも要望などはありませんか。

古屋少年課長 このスクールサポーター制度は全国的にも波及しておりまして、先ほども出ていますけれども、このほかの地域にもスクールサポーターがいればという学校関係者の話があります。ですので、警察としては、またその場所を見

ながら検討してまいりたいと考えております。

進藤委員　　今は、学校現場の先生方も課題が多くて、事務量もふえたりということで、なかなか子供と向き合う時間が少ないわけですし、1人でも多くそういうサポーターの方がいらして、いろいろな面で配慮して下さるといことが学校教育に対しても非常にありがたいことだと思うんですね。ですから、順々にサポーターをふやしていただければいいような方向でお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

皆川生活安全部長　スクールサポーターということで警察官OBが学校へ直接出向いて校長先生等に、具体的なアドバイスをすることで、先ほど少年課長から、特に学校関係者というご説明をしました。本当に有意義な制度だということで、将来的には県下各署に配置という基本方針があるのですが、県当局に予算関係でお願いしながら必要性を考えて検討してまいります。

進藤委員　　どうもありがとうございます。どうぞ前向きによろしく申し上げます。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

第14号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件

質疑　　なし

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等　　知事政策室・企画部関係

第25号 平成二十一年度山梨県一般会計予算第一条第一項歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第三条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第四条地方債、第五条一時借入金、並びに第六条歳出予算の流用

質疑

（中部横断道沿線地域活性化構想事業費について）

中込委員　　中部横断道沿線地域活性化構想推進事業費について御質問させていただきたいと思います。

この推進事業の行われている目的をお聞きしたいと思います。

清水政策参事　　中部横断自動車道の全線が開通することによりまして、沿線地域や産業や経済に大きな影響が出てくると思います。それで、沿線地域が単なる通過点とならないように今から準備をして、横断道の全線開通化における恩恵もたくさんの方がその地域の方に残る、活性化されるということを目的として

始めたものでございます。

中込委員

知事も180億円の建設費を、150億円、30億円、こう見てくれと。せっかくできたところに、その道路の意味あることが大事だと私も思っております。私は、5年前に南アルプスに帰ってきたんですが、5年間を振り返って、余り変化ない。逆に、中山間の荒廃が進んでいるような形です。今から10年以内に活性化ということですが、何をしても、そのときのイメージがないと実現できないと私は思うんですね。手塚治虫はアトムが飛んだというイメージがあって作品を描きました。10年後、横断道沿線地域にどのようなイメージを描いているかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

清水政策参事

今、構想につきましては、地域の皆様、そして委員の皆様の提案をいただきましたので、それをもとに作成をしているところですが、私たちが考えていますのは、例えば南アルプスの観光としては、南アルプスの山岳観光だけではなくて、その周辺の観光、例えば果樹園ですとか温泉、そういうものをつなぎ合わせるものが地域を活性化していくのではないかと。また、現在取り組みを始めています下部温泉などにつきましても、温泉だけで宿泊するのではなくて、身延山の聖人さんのお話が聞けたり、それからその周辺もみんなが散策したくなるような雰囲気づくり、そしてまた特産品や農産物など、その地域でつくられているものなども、ただそのまま売るのではなくて、それを加工したり、それから販売したりという付加価値をつけて、そしてそこに滞在する観光客の方、訪れた方に交流を図っていただきたいということです。

また、委員の意見の中には、365日、どんな小さなイベントでもいいが、それをずっと続けていくということをおっしゃっている方もいました。私もやはりそう思います。地域の方たちが楽しんで、そしてそれを自分たちが進んで決めていくことによって継続して、この地域の活性化が図られると思っております。

中込委員

私も、10年後、中部横断道ができました、各インターからどっと、関東一円の人々がこの道路におりてきて、そして、今、言ったような観光、農業、あるいは文化、いろいろなところで人がいっぱい沿線に来るというイメージをしているのですが、あと10年弱、9年たって、それが今まで、みんなある程度やってきてできるかどうか。そして、それを実行していくには、県と市町村みんなが盛り上がりがないとできないと思うんですが、今後10年間でどちらがイニシアチブをとって、そういう難しいことを実現していくのでしょうか。

清水政策参事

構想というものは、地域の方たちがやる気を出していただくためにつくっていくものだと思います。そして、それに対して私も県、それから市町村、それらがかかわりまして、地域の方たちがしたいもの、これをやっていこうというものが決まったところで支援をしていきたいと思っております。その支援につきましては、市町村もそうなんですけれども、それぞれ関係部署にいろいろな事業がありますので、そういうものを入れながら、また、私どもの地域再生事業の中にも地域に元気、地方の元気再生事業というものもありますので、そういうものも活用し、私たちの指導、助言も含め、それから支援できるものについては実質的に支援を位置づける形を考えております。

中込委員

今、参事のお話では、市町村、県は支援をしていくと、こんなような感じがするのですが、私はあることで市に行ったら、それは県に聞いてくれ、県が許可すればいいよと言われました。そこで、県に聞いたら、市が許可すると言われました。それでは、どこへ行ったら許可されるんですか。こういう例が、農政のときもありましたけれども、私は、やっぱり山梨県をよくするという、どちらかがそういう強い責任感と使命を持ってやって、そのやり方については、実際、これをやるには、市の、あるいは地域住民が盛り上がらない限り、この短い期間でできないと思うのですが、でも、責任という意味では、私は、県がそれなりのものをきちんと持って、そういう人事の体制にしても、その責任というものの中でやっていかななくてはできないのだろうと、思っているんです。

それで、20年度は構想だけつくった。それで21年度は、130万円の予算をつけて、いろいろな改革を徹底する考えでやっている。それでは、あと10年間、ずっと先のイメージが出るまでに、どのようにしていったら、その地域住民が燃えて、お客様を迎える、あるいは活性化するといういろいろな事業、そういう全般的な計画、最終目的のイメージを実現するための段階をどうするというものがあるのでしょうか。

清水政策参事

活性化していくときには、地域における商業を推進する交流の拡大、それから販路の拡大、それで二地域居住ですとか、工場の誘致などによる定住の促進といったものが具体的には考えられていくと思います。それに対して10年間かかって、どちらが主でというふうにならぬ、お話をいただいたのですけれども、私は両方といいますか、それに民間の人たちですね、その三者が、なおかつまた官も入って四者ぐらいになるかと思えますけれども、その方たちが本当に同じ目的を持って、この地域を進めていくというところがなければ、活性化は図られないのではないかと思います。どれか1つが欠けてもやはりいけませんし、そしてその中で皆さんが話し合い、論議する中でその方向性というものを見ていくということが大切ではないかと思っています。

県としましては、本当にその支援をしていく、先ほどのようなインフラの整備ですとか、そういうことは当然一緒にやっていくことを考えていくことになると思いますが、いずれにしても、私は、地域と県と行政と、みんなと一緒に同じレベルでやって進めていくということが、やはり10年、その間にしていかなければならないと思っております。

中込委員

例えば、開発する段階で、南アルプス山麓の自然を保護しようとか、逆に自然を開発していくという大きな戦略的な判断をするときに、市町村に任せたいですか。

清水政策参事

今のような、案件につきましては、私から詳しくお答えすることはできません。その案件によって、法律や条例で県に属するのか、国に属するのか、市町村に属するのかということはわかりませんが、もしそのような御相談を県にさせていただくことがありました場合には、多方面にわたって調べて、それぞれにお答えができるような努力をさせていただきたいと思っております。

中込委員

これをやっていくときに、実現するまでの段階で一番の問題は何だと思われますか。

清水政策参事

私は、やはり皆さんのやる気が一番大切だと思っています。例えば、構想ができて、国の資金を取り入れて推進してやっていけたとしても、それが切れてしまったときに継続していかないようでは何もならないと思います。ですから、四者か三者か、そのときの状況にもよりますが、そういう人たちが本当に同じ目線で、同じ問題としてとらえて、そしてそれに向かっていかなければ、そしてその中でそれぞれの役割を果たしていくことが一番大切だと思っています。

中込委員

私も、これを成功するには、本当に地域住民が自分たちでやろうという意識がないといけないと思っています。でも、今の行政、市にしても県にしても、やろうという意欲をすぐ「だめです、だめです」といってやる気をそぐような状況をがらっと変えない限りは、この現場でちょっとでもやる気のある人を、現場に行政の人が出て行って手助けするような、そういうものがない限り、うまくいきません。この事業の130万がここでむだにならず、10年後には皆さんが描いているような地域になると思っているので、よろしくをお願いします。

（土地開発公社経営再建事業費について）

金丸委員

土地開発公社経営再建事業費、86億4,570万円の件で、ようやく土地開発公社が開発をした米倉山に、今度はメガソーラー発電を設置をするという流れになってきたわけでございます。そういう中で、昨年、あれは152億の土地を県が42億円ぐらいで買うことになって、この整備の方向づけはされたわけでありましてけれども、この流れについて42億円で買って110億残って、それがどのように整理されることになっていたのか、改めて、説明してもらいたいということでございます。

安藤企画部次長

土地開発公社の、特に米倉山の造成地に係る処理スキームにつきましては、19年12月の行政改革大綱でその基本的なスキームは決まっております。米倉山造成地につきましては、17年度に時価評価制度を導入するまで簿価で152億円ございました。丸い数字で約152億円でございます。この152億円について17年度の決算で時価評価制度を導入したところ、土地の価格が約42億円でしたので、110億円を特別損失に計上いたしました。この処理ですけれども、42億円の土地につきましては、平成20年度に土地開発基金で取得いたしました。そうすると、残りの110億円の特別損失が残っておりますけれども、まずこの110億円のうち、20億円につきましては、平成20年度の当初予算において土地開発基金を取り崩して、20億円補助金を交付することにいたしました。そうすると、110億円から20億円を引きますと90億円残ります。この90億円につきましては、平成20年度から30年間で、具体的に言いますと20年度から20年間は2億円ずつ、これで40億円になります。その後の10年間は5億円ずつで50億円。20年度以降30年間で90億円の補てん措置を行うというスキームになっております。

金丸委員

既に方向性が出たことでありますから、ここでそれをまた蒸し返すということではありませんけれども、いずれにしましても、多額な損失をこうむって、それを県で補てんを最終的にはしていかなざるを得ないということだと思っておりますが、メガソーラー発電を入れるという段階に至って、あそこの費

用について、無償提供だという話がありました。それは当然CO₂削減とか、県のいろいろな取り組みとマッチをすることということであったと思うわけですが、県民の声としては、こういう問題は、起こってしまったことだから仕方がないというだけで整理はできないという、意見もあるわけです。今、だれに責任をとれという話ではないが、本当にこういう問題というのは慎重に扱ってもらわなければならないということを申し上げ、今の土地開発公社全体の状況について説明をいただきたい。

安藤企画部次長 平成19年度の決算で90億円ほどの繰越の欠損金がございます。それから、土地開発公社の本来の事業であります用地の取得造成ということにつきましては、今現在、持っている土地が御勅使南工業団地、それから市川三郷町の大塚の工業団地、それからビジネスパークの3カ所です。

金丸委員 土地開発公社の役割というのは、一時期は県の開発とかいろいろな企業誘致ということで、それなりの一定の役割を果たしていたという、これは私も評価をいたすところでありますけれども、今言われたように依然として90億近い欠損金が生じているということでありまして、これからの土地開発公社の仕事のありようというのは、既に議論はされたというように思っておりますけれども、国においても全国の県、市町村が持っている土地開発公社の経営状況というのは非常に厳しいと。そんな流れの中で、新規事業などについては、できるだけ抑えるという話があると見聞きしているわけですので、山梨においてはどのようにお考えでしょうか。

安藤企画部次長 土地開発公社では現在、経営計画を策定しております。その基本的な考え方といたしましては、今回の米倉山造成地のような大規模な地価の下落による損失というようなことの反省に立って、大規模な工業団地の造成には着手しない。それから、地域工業団地のような小さいものについては、買い戻しの時期であるとか、損失補填の方法であるとか、そういうものをきちんと委託者側と協定を結んだ上で行うということになっております。

また、今後の経営改善の取り組みにつきましては、国で昨年、ガイドラインを示していただきまして、それに基づいて抜本的なあり方を検討するようという通知もありますので、来年度は土地開発公社以外のほかの公社も含めて経営改善の方策について改めて検討して計画を策定していきたいと考えております。

金丸委員 今、抱えている土地開発公社の土地について、何カ所か、今、教えてもらったわけでありまして、それらの処分の問題というのはどのような検討状況になっているのか、目安がついているのか、その辺についてはいかがですか。

安藤企画部次長 土地開発公社としては、当然、造成した用地については早く処分したいという意向を持っておりまして、土地開発公社としてもいろいろな働きかけはしていると思っておりますし、県といたしましても、産業立地の担当部局で企業誘致を進めているところですから、できるだけ早く処分したいという意向が強いですが、景気がこういう状況なのでなかなか進まないということではございますけれども、いずれにしても完成して既に使える造成地については早く処分したいという意向は持っております。

- 金丸委員　　今、抱えている、先ほどの何団地かの話をしていただきましたけれども、合計するとどのぐらいの平米数になっているのかについてお答えいただければと思います。
- 安藤企画部次長　　八田南が1万7,500㎡、市川三郷が約5万2,000㎡、それからビジネスパークが約8,500㎡。この3つを合わせますと、約7万8,000㎡でございます。
- 金丸委員　　合計して7万8,000㎡で、簿価は幾らぐらいで、今売るとして実勢価格は計算されているんですか。
- 安藤企画部次長　　今の八田御勅使南と市川三郷とビジネスパークを合わせますと簿価は18億4,000万円程度、売却予定価格につきましては、これは時価の推移に合わせて価格を見直しておりますけれども、最近の売却予定金額で、全部売却できたとすれば20億7,000万円程度ということでございます。
- 金丸委員　　そうすると欠損は出ないという、理解に立てるということですね。用地を買って造成をして、そこにすぎ込んだお金が簿価ということで18億4000万円になるんだけど、売るとすれば、当時、造成した以上の金額で売却することができる可能性があるということなんですか。
- 安藤企画部次長　　簿価については土地の取得価格とか補償費とか造成費とか、そういう諸経費を入れたものでございます。売却予定額につきましては、これは原価というよりはその土地の今の現在の状況がどうなっているかということで評価して毎年見直しを行っているところですので、先ほど申し上げましたけれども、この価格で売れた場合には損失は生じないということでございます。
- 金丸委員　　今は計算上、とらぬタヌキの皮算用じゃないけれども、こういうことになっているけれども、実際買ってもらわなければだめなわけで、これは毎年金利がついていくということになるわけでありですね。そういうことで考えると、買ってもらえるところがなければだめだけれども、なるべくこういう不良資産と言われるものについては早目に処分をしていくという考え方というのはお持ちなんですか。それとも、さっき言われるような、今の実勢価格というか市場価格で売らなければならないという立場なのか、それとも簿価を下回っても早く処分をするというお考えなのか、この辺はいかがですか。
- 安藤企画部次長　　具体的な個々の取引の判断につきましては、その時点における土地開発公社の判断によると思いますけれども、今現在の状況は恐らく価格の問題ではなくて、企業の立地がないのであろうと思います。仮に景気が好転して企業の立地意欲が出てきて、また商工労働部で進めている企業誘致の成果も出て、実際にそこに進出する可能性があるということになったときには、それは価格というものはそのときにおいてどうするかということを経営判断すべき性質のものではないかと思えます。
- 金丸委員　　確におっしゃられるとおり、今の景気の冷え込みの中では、企業立地がなかなか難しいと。企業立地が出てきた時点で価格交渉というのは行われるということとはわかります。ただ、基本的な考え方として持っておかなければ

ならないのは、さっき私が問題にした、簿価を下回ってもやむを得ないという立場をとるのか、それともそれは最低限確保しなければいけないという、そういう立場なのかというところを聞いているんです。

安藤企画部次長 土地の実勢価格で売るというのは基本だと思います。地価がまだ下落している状況ですので、その状況ですと、毎年価格も見直さなくてはいけないと思います。その時点で買い手があらわれて、公社も納得できるような価格であれば、結果的に簿価を下回ってもそれは売べきだと思います。簿価を仮に実勢価格が下回っているという状況で、簿価で売らなければならないということをかたくなに進めていきますと、一生売れないということになりますので、それは当然、売買のことですから、時価を基準にして柔軟に対応することになると思います。

金丸委員 今の景気状況だからなかなか難しい判断だし、それを求めようと思っても難しいと思っておりますけれども、企業立地の関係はまた商工労働部の企業立地室ということになりますけれども、全庁を挙げて、特に土地開発公社が持っているものなどについては、これは立地室だけではなくて、ぜひ土地開発公社の管轄をしている企画部として取り組んでもらいたいと思っておりますけれども、この辺はどうなんでしょうか。

安藤企画部次長 土地を持っているのは土地開発公社、企業誘致は商工ということではなくて、県庁全体として企業誘致を図り、産業振興を図るということは当然進めなくてはいけないと思っておりますので、委員がおっしゃられたような基本的なスタンスのもとに、できるだけ努力はしてまいりたいと思います。

金丸委員 先ほど八田という話がありました。私は南アルプスということもありまして、パイオニアに売った当時のことですが、パイオニアの流れについては、もちろん県の土地開発公社の手を離れて南アルプス市の管理のもとになっていると理解いたしますけれども、もう県は本当に手を汚さなくてよくなっているということなのか、それともまだかわりがあるのかということと、現状どんな状況になっているかということ、わかったら教えてもらいたいと思います。

安藤企画部次長 八田南の団地について2区画あって、その1区画をパイオニアに譲渡したと思います。パイオニアはそれとは別に、南アルプス市で造成した土地を購入されたのではないかと思います。この土地については、もう所有者はパイオニアですから、その土地についてどうするかということは、まず第一義的には土地の所有者であるパイオニアが判断すべきであると思っています。

（土地開発公社経営再建事業費について）

前島委員 米倉山に関連をして、現在、土地開発公社は、歴史的に苦労していることもよく承知をしているところでございます。この米倉山につきましては、長い歴史を刻んでいるわけでありまして、中曽根内閣時代のテクノポリス構想に基づく産業集積拠点としての構想から始まった米倉山の造成の団地ということであると思うんですね。そういう状況の中で、現在、42ヘクタール、この投資価格は152億円という莫大な金と管理費を注いで今日に至っていると。これがこのたび山梨県知事と、それから東京電力でソーラー事業を共同で行うという説明をいただいているわけです。

しかし、土地開発公社が取得をした土地について、また、あるいはこれを幅広く、県有財産としての、普通財産としてのとらえ方を含めても、これを無償で17年間提供し続けることについては非常に歴史的な課題を抱えていると、思っているんですよ。今まで県有地というものは、もちろん高度活用を図り、あるいはいろいろな形の中でお貸しすることは積極的に、時にはいろいろな形でやってきた。しかし、公益法人に頼む使用料だとか賃貸借契約というものがそこに存在して今日に及んでいるということなんですね。これは17年間ということについては、例えば大型店の出店の取り組みを見ても、大体10年スパンで採算がとれるかどうかという事業展開なんですね。17年という期間を共同でやるという説明の中で、これはソーラーの太陽光熱のPR施設だという、その説明のとらえ方だけでいいのかどうか。もう、私は、こういうものは大衆化してきている、国際的にももう一般化をしていく事業展開だと思っているんですね。研究・学術という域はもう超えている時代に入っていると。それはどうあろうとも、やっぱりこれを使用料だとか賃貸借契約だとかという、最低の、民間事業所と取り組む場合は、やはり契約を交わすということが極めて常識的な取り組み方ではないのかと思います。

一体、普通財産である県有地、県が所有する土地を無償で提供している実例というものはどのくらいあるかということも聞きたいと思っているんですよ。ましてや土地開発公社が土地を先行取得をして活用していくという取り組みの中では、やはりもう少し県民にわかりやすい説明というものが大変必要ではないか。しかも長期にわたる貸付であります。それで県民の皆さんに説明責任を果たしていかなければいけないのではないかと考えているんですが、その辺についてはどうなんですか。

安藤企画部次長

県有地の無償貸付の事例は公益とか、あるいはその他知事が特に必要と認めるという条例の条文を用いて無償で貸し付けている例は、山梨大学、燃料電池の研究施設として知事公舎等の跡地を無償貸付しております。

それから、なぜ賃料を取らないかということにつきましては、これは知事が代表質問に対する答弁でお答えさせていただいておりますけれども、県が積極的に取り組む事業であるということでもありますとか、あるいは売電をもってしても収益が上がらないものでありますとか、あるいはあそこに太陽光発電をつくることによりましていろいろな研究の場としても活用できるのではないかということのほか、例えば県であれば法人事業税、甲府市であれば固定資産税という税収も期待できるということで無料貸付をすることにしたものでございます。

前島委員

今の山梨大学の、いわゆる知事公舎周辺の一帯の貸付については無償貸与ということで、これは私たちも、学術研究ということの中で理解をしているわけですが、民間事業所と民間の株式会社とともに共同事業だからといって県有地を17年間、無償的提供のあり方として取り組んでいくということ、それがまた採算がとれないからという論拠についても、採算がとれない事業で民間会社が成り立つということはある得ないと思うんですね。いずれの時期には、やっぱり採算に到達する、しかも今度の場合なんかは国庫補助金が2分の1の大きな補助金が出る事業の中で、やはり学術研究だとか公益法人という形の中で、山梨大学に無償貸与している土地と米倉山を同一視して考えていくということについては、非常に私は県政のあり方としてちょっと今まで例のないことだと感じているわけですね。

我々の行政という角度から考えても、行政が単年度収支の計算に予算が組まれていく地方財政計画というものが行われて、そこにやっぱり次世代に対して負担をできるだけさせないような方向で、地方自治体、いわゆる公共団体というものは健全な運営をしていかなければいけないということですが、恐らく貸付をやっていく過程の中では、17年後はもちろん知事さんもいらっしやらない。そして貸し付ける皆さん方もいらっしやらない。我々県議会もだれもいない。この17年間の歳月を無償で契約をしていくという、その取り組み方について、私はもう少し検討し、知恵を絞った取り組みをしていかなければいけないのではないかと、非常に長期の契約、長期の利用ということになるわけですから、しかも地上権の設定ということですよ。今の山梨大学についても、無償で貸与しても、建物を建てる地上権の設定ということの重大さというものを相当深く当事者の現在の県庁職員の人たちは、県民の財産をもっと慎重に考えて、重要に取り組んでいかなければならないと思うんですね。

普通財産とは、行政財産と異なり、直接行政執行の目的に使用するものではなく、主に顕在的価値の保全に努め、間接的に地方団体の行政の貢献が望めるという中での管理または価値づけをしていくということなんだけれども、そこには常に使用料だとか、それから賃貸料とかというものが、金額はともかくとして存在をしていかなければならないものだと我々は県有財産についての基本的な考え方を持っているのですが、その点について改めて伺いたいと思います。

安藤企画部次長

米倉山の土地については、土地開発基金で取得しましたので、今、土地開発基金に属する財産となっています。基金に属する財産につきましては、財産の種類に応じて、公有財産の管理または処分の例によるということにされておりますので、基金でもっている米倉山は、特定の行政目的に使用するという事は決まっていますので、普通財産と同じような管理、処分をすればいいと理解しております。

普通財産につきましては、自治法では、これを貸し付け、交換し、売払い、譲与し、もしくは出資の目的とし、または私権を設定することができるとされております。また一方で、行政財産については条例または議会の決議による場合でなければ適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないということで、適正な対価なくして譲渡し、または貸し付ける場合には、条例の定め、または議会の議決が必要とされているわけでございます。このことにつきまして、まず県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例で、無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができる場合として列挙されているものの中に、知事が公益上その他特別の理由があると認める場合があり、今回は知事の公益上その他特別の理由があると認めることによって無償にしようとしているわけでございます。

公益上その他特別の理由があると認める、その理由につきましては、知事から代表質問の答弁でも申し上げた趣旨でございまして、それを根拠に無償で貸付をするということにしたものでございます。

前島委員

それはそのとおりだと思うんですね。今の土地開発公社が持っているのは普通財産と同じ基本的な考え方でお貸しをします。行政財産ではないから、それはそれでいいんだけど、17年の地上権を設定して、いわゆる共同事業だということで無償だと言っているんだけど、例えば、具体的に売電が始まる。売電が始まるということは、そこに収益事業が絡んでいくわけ

ですよね。そういう1つの民間との共同事業に当たっては、少なくとも、いわゆる学術研究ということではないわけでしょう。そういうことではないわけですから、やはりその貸与・使用に当たっては、共同事業だとおっしゃるなら共同事業でそこにはやっぱり収益が出たときに、収益についての、売電についてその時点からいわゆるお互いに賃貸契約を結んでいくという流れが出ていかなければいけないのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

安藤企画部次長

共同事業者である東京電力は確かに株式会社でございますが、本質的に利益を追求するための会社であると思います。ただ、一方で、今回の太陽光発電に至るそもそもの経緯というのは、地球規模の環境問題がありまして、低炭素社会を実現をするという大きな命題のもとに、現在では経済的なコストでいけば、原子力や火力に比べて、経済的なコストは上がりませんが、ただ、地球の温暖化、それから低炭素社会の実現という観点から、電気事業者についても一定程度のクリーンエネルギーの供給を求めているという国策があると思います。その地球的規模の要請にこたえるような国策について、県も一緒になってその事業を行っていくという観点から見れば、それは確かに東京電力単体として見れば収益を目的としていますけれども、太陽光発電自体を見れば、まだほかの火力等を見た場合に収益が上がるものではないということですので、御理解をいただきたいと思っております。

前島委員

当面は、おっしゃるとおりなんです。だから奨励の意味で国が2分の1の補助を大がかりに事業者に出すと。民間の場合においても、その奨励を、国としての補助金を出すというやり方でやっているわけですね。それを17年という年月で展望していったときに、この事業というのは、やはり普通の売電という流れの中で稼働していくものだという想定は十分できるわけですね。その中で、やはり、例えば売電が具体化している、工事が終わって売電の段階になった、その時期から改めて契約形態をお互いに見直していくとか、そういう具体的な賃貸借契約が結ばれていけるような仕組みをやはり検討していった方がいいのではないかという感じを強く持っているわけですね。まず県の土地開発公社が先行した中でたくさんの財政投資をしていますが、もし今日までに、ただでだれか使う人があったら貸してあげると言ったら、きっとずっと前にただで借りるという人が出たと思うんですね。投資をしてきて、ただで貸せないから今日まで来たんですよ。

そういうことを考えると、非常に我々、時の議会人として、時の県政の執行に当たる皆さんとして、このことは、県の財政をつぎ込んだ土地の貸し方について、大きな歴史的な判断がそこに横たわっているということを私は申し上げたいんですよ。歴史的に見て公益法人の学術研究、教育研究のような財産提供ということは、今初めて山梨大学に知事公舎跡地を初めてお貸しになる。例えば八ヶ岳のポール・ラッシュのところの公益法人であっても、ちゃんと土地の賃料を出しているんです。そういうことを考えると、やっぱり賃貸借契約使用料ということを経済的・社会的な転換の歴史的な判断をされるという点で、私は重い検討が必要だと、こういうことを申し上げて、お話を聞かせてもらっておきたいと思っております。

安藤企画部次長

県有地を一般の人にお貸しするという場合は、それは普通財産として、普通の民間の取引と同じような形でお貸しするということだと思いますので、これはまず無償ということは前提としてあり得ないのであると。じゃあ、個々どういう場合に無償にするかということは、それはそれなりの利用方法

が出た段階で無償にするのがいいのか有償にするのがいいのか、それは個々の場合において具体的に判断すべきものだと思っております。

したがって、米倉山を初めから、無償でどなたか使いませんかということは、当然売却するか有償貸付が原則でありまして、その上に立って無償で貸し付けることも適当であるような案件が出たので、無償で貸し付けるということだと思えます。

（土地開発公社経営再建事業費について）

土橋委員

私は、米倉山のふもとで生まれて育って、大きくなったものですから、百何十億の損失が出たという話を聞くたびに、肩身の狭い思いをずっとしていたわけです。今回、太陽ソーラーの施設をつくるんだと、1万キロワットというと、ちょうどあの地域の消費電力が助かるんだということと、無償の賃貸契約ということまで聞いておりました。

17年間という話が出たのですけれども、17年間の根拠を教えてくださいたいと思います。

安藤企画部次長

太陽光発電施設の耐用年数だと聞いております。

土橋委員

私は、リニアが来るのが大体17年後ぐらいだからという話で、17年という中途半端な年数を聞いたと思うんですけれども、無償で貸すと言っていますけれども、今回、1億877万円の予算が出ておりますよね。これは造成などと書いてあるんですけれども、貸す前に何かをして貸すということですか。

安藤企画部次長

電気事業会計の予算だと思いますので、私がどこまで責任を持って答弁していいかわかりませんが、共同事業といたしまして役割分担で発電施設については東京電力、それから道路とかを、山梨県でやるという役割分担のもとに共同事業を行うということですので、その具体的な中身は承知しておりませんが、恐らくそういう道路の整備等をするのではないかと思います。

（リニア実験促進対策事業費について）

金丸委員

リニア実験促進対策事業費、2億1,585万円が市町村のリニア関連公共事業に対し助成ということで計上されておるわけですが、市町村はどういうものに使うのか、どこの町村とどこの町村か、そういうことについて明らかにしていただきたい。

小林企画部次長

リニアの関連公共事業でございますけれども、これは山梨リニア実験線をこれまで建設をいたしてきております。また、平成25年までに延伸の工事をするという予定になっておりますが、それらに関連をいたしまして、本線の工事ではなくて、例えば土砂を運搬するために道を拡幅するとか、あるいは地元の交通安全対策を行うとか、そういうことに対して計上しているものでございます。

来年度事業の2億1,585万円でございますけれども、これにつきましては、笛吹市道の道路改良などが予定されているところでございます。

市町村のリニア関連の公共事業に対しての助成ということでございますけれども、これにつきましては、これまでのスキームでは県の単独公共事業で行っていたという基準だったのですが、今、交付金事業というのがござい

まして、市町村の事業にしても国からの交付金をいただいて、国からの交付金を利用して行うという制度が昨年度から出ておりますので、そちらの方で利用して行うというものでございまして、これは笛吹市の2路線の道路改良などでございます。

金丸委員 2億1,000万円余のお金を使って、県が道路工事もやるということですか。

小林企画部次長 市町村の事業の形ではありますが、県が受託をしまして、受託工事という形で、工事自体は県が行うという仕組みでございます。

金丸委員 市町村で届けを出して県で工事をやるということですね。どこの市町村とかということは特定をされるわけですか。

小林企画部次長 今、リニアの延伸工事というのは、上野原市の秋山、それから都留市、それから大月市、それから笛吹市と、この区域でやっているわけですが、今回のこれにつきましては、笛吹市の関係の2路線についての工事でございます。

金丸委員 リニア以外にもそういう道路はもちろん使えるんですよね。リニアの工事の関連だけの道路事業費ということでなくて、一般生活道路としてももちろん使えるという理解でいいんですよね。

小林企画部次長 リニアの関連で、主に道路がなぜ影響するかというのは、トンネルからの残土を土捨て場まで運ぶということがございます。それが県道を通る場合もあるし、農道を通る場合もあるし、市町村道を通る場合もあるということなんですけれども、その市町村道の部分につきましては、これは市町村の事業でありますので、市町村の予算になるんですけれども、それに対して工事自体は市町村ではできませんので、県が受託して、そして、工事を行うと、こういう性格であります。

金丸委員 リニア関連公共受託事業費を1億6,000万円盛っているけれども、同じような仕組みですか。別に設けてあるわけだから、別な使い方になるのですか。

小林企画部次長 これは工事としては同じ工事でございます。同じ工事を市町村の事業としてまず予算組みをする。そして、それに対して県が補助金を出すというのが2億1,500万。それから、今度、市町村の事業でありますものを県が受託して工事を行うということになりますので、その関連が1億6,000万円で工事としては同じ工事でございます。

金丸委員 ここで県がこれだけ道路工事などで予算を出すということで、JR東海は御承知のように、東京と名古屋はJRの責任において駅はつくるといふことであります。中間の駅については、それぞれの自治体によって駅をつくってもらいたいという考えだから、国鉄、JRの新幹線にしてもローカル線にしても、駅のトイレをつくるとか何とかというのは、みんな自治体につくらせているということで、今度のリニアもそういう考え方ということですが、知事はかねてから山梨県は非常にリニア関係で協力をしてきておるとい

うことで、これを見ても、これはよそでも同じようにリニアの線路というか、それが通った日には、そういう事業負担、道路工事の負担というのが出てくると思うけれども、早くからいろいろな意味で実験線から協力してきているということで、駅舎についてはJRでという話をされておるわけでありませうけれども、この辺についてはまだ具体的には交渉の俎上には上がっていないのか、それとも内々に話はされているのかお伺いしたいと思います。

小林企画部次長 1月から追加4項目調査のための地元調整ということで、JR東海と各都県が協議を行っております。これまで1月、2月と2回あったわけでございますけれども、今段階で駅の話とか、あるいはルートの話というものはまだ協議の俎上にのぼっておりません。実際には山梨県はリニア実験線がありますので、リニアの理解度というのは高いわけですが、よその県は、そもそもリニアが何なのか、設置目的が何なのか、法的にはどういうことなのか、こういう一番基本的な部分がまだわかっていない部分がございますので、このJR東海の地元調整は、各都県横並びで、同じスピードでと、こういうことが基本でございますので、今段階はその基本的な部分の、いわば勉強会というような協議で進んでいるところでございます。ルート、駅についてはまだ具体的な話は何もございません。

金丸委員 駅の話について、JRは、当然先ほど申し上げたような考え方だから、JRの方から駅をどうするという話が山梨県にされると思うけれども、山梨の立場というのは、知事が、早くから、そういうマスコミのインタビューに対して答えているということを考えてみると、JRに向かっても同じような言い方をやっぱり、向こうから求められたからじゃなくて、早目にボールを投げるといっても必要ではないかと思うのでありますけれども、その点についてはいかがですか。

小林企画部次長 駅の要望につきましては、これは協議の場には上がっておらないということは先ほど申し上げましたけれども、2回目の協議が2月の最終週にございましたけれども、その段階で県内各地域で駅の設置要望があること、それから、駅につきましては、鉄道施設としての駅は、これは当然、JR東海でつくってもらいたいということ、その2点につきましては、県から一方的ではございますけれども、JR東海に要望をしたところであります。

金丸委員 そこで、今年度もリニアの予算というのは、こういう形で盛られて、もうリニアの実験線が決まって十年くらいたつでしょうか。その段階から山梨県がJRにお金を貸し付けたとか、それから、リニア関連でどのくらい現金がつかまされてきているのか、これは例えば土捨て場を買ったとか、そのための道路をつくったとか、あるいはここにリニア見学センター管理運営費というようなことで、こういった費用も含めて、一体、その間どれくらいのリニア関連でお金出ているのか、これをちょっと明らかにしてもらいたい。

小林企画部次長 まず関連公共ということで、これは先ほど申し上げましたような、直接の道路を拡幅するとか、県単の公共事業という意味ですが、それらにつきましては75億円でございます。それから、市町村が市町村の事業として行うものにリニア資金というものを貸し付けているわけですが、その県単のリニア資金が21億円、それから境川の土捨て場、これは県有地にしたわけですが、その工事の費用が41億円。その他、リニア実験センターや、あるいは

は人件費等、これが大体43億円ぐらいございまして、トータルで県としては、事業費ベースで180億円をこれまで投入しています。

それから、無利子貸し付けというのは、鉄道総合研究所に対して技術開発のために必要な費用ということで貸し付けをしているわけですが、当初160億円貸し付けがしてございます。これは営業線になってから、およそ20年間で返してもらおうということになってはいますけれども、160億円でございますが、境川の土捨て場を買ったときに26億円返してもらっておりますので、現在134億円を無利子貸し付けをしているという状況でございます。

金丸委員

さっきの続きですけれども、リニアの見学センターの管理運営費ということで予算が計上されているわけでありまして、前回か前々回の委員会におきましても発言をさせていただいたわけでありまして、JRの方は先行区間、実験線、これの工事を始めるということから、試乗会を取り上げるということになってきているわけでありまして。

このことについて発言をさせてもらってあるわけでありまして、山梨県は、先ほど、県のリニア関連の支出が、貸付金を除いても、約200億近く投入されているわけでありまして。工事をするのに支障があって試乗会ができないということのようでありまして、私は、この試乗会というのは非常に山梨県を国内をはじめとして国外まで発信する、その力にこのリニアというのはなっていくのではないかと考えています。そういうことからすると、非常に関心があるということですね。県内の人も関心がある。それから、試乗会をすることによって、JR東海にあってもリニアを広く国民に理解してもらおうという点からすると、今申し上げたような理由もあって、決して試乗会をやめたままでは、復活をさせるということがいいのではないかと思うわけでありまして。

前回、意見として申し上げて、JR東海に伝えていただいていると思うんですけど、JR東海としてはどんな考え方を持っておられるのかJRのお考えを出してもらいたい。

小林企画部次長

リニアの試乗につきましては、御案内のとおり、ただいま中止をさせていただいているところであります。平成25年度までに新工事が終わりました、その後、26、27、28と3年間、走行試験を行うわけでございますけれども、その際にぜひ山梨県としては試乗を復活をさせていただきたいということをJR東海にこれまで何回か要望として上げてございます。

この点について、明確なお答えはもちろんないわけですが、今後も試乗はリニアに対する普及啓発の意味で非常に有意義であるということを目指いたしまして、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

JR東海としては、これまで試乗したのはそれなりに効果があったのですが、試乗にももちろん経費がかかるわけでございますので、JR東海の本音としては、もう試乗はしなくてもいいんじゃないかという部分はありますけれども、県といたしましては、どうしても試乗は再開してもらいたいというつもりで交渉を進めてまいりたいと考えております。

金丸委員

今、県としてはというところが一番大事なところだったと思うわけですが、あまり物わかりよくて相手側が今、工事をするのに支障を来すからとか、お金がかかるからとかということだけで折れちゃだめだと思うんですね。それは、例えば工事を進めるのに、本当にそこを利用しなければ工事が進まないというのであれば別かもしれないけれども、私が素人判断で考えて

みて、工事をするのに、そこの延長じゃなくても、別に工事をするのはできると思うんです。そうすると、先行区間の18.2キロについては試乗することは可能だと思うし、リニアの見学センターだけではみんな見学に行っても、ただ駅を見るだけ、場合によっては試走していないということになると、試乗り試走をしていないということになれば、これは意味がないということだと思うので、こうやって管理運営費まで出してやるということであれば、ぜひ強力的に、これは担当課長だけじゃなくて、知事もこのことを進言して、そして現状、今までやってきた18.2キロのところでもいいから、試乗させてもらいたい。

今の話だと、25年に完成した後の26年、27年に試運転のときに試乗させるなんていうことでは、ずっと遠い話でありまして、現状のところ、あるいは今度、実験線の残った二十何.何キロ、それが出た段階でも乗せてもらいたいということでの要望を、常にそういう声をやっぱり上げてもらうということが、山梨県にとっては非常にいいことではないかと思しますので、そんなことでどうでしょうか。

輿石企画部長

現在、私どもで地元調整を行っていますが、地元調整の中でも、議会の声、県民の声を伝えて、25年ではなく、1日も早く実験線が完成して乗れるように対応していきたいと思っているところでございます。

金丸委員

これは1日も早く開通しろと言っても、一応、計画は2025年に完成されるとなっています。そうではなく、試乗を、先行区間なり一定の区間の42.8キロが完成した段階でもやらせてもらって、そして、JR東海だってリニアを普及宣伝をするということと、山梨にとっては、リニアのある県だということを早くから宣伝をしてもらう。普及啓発ということに心がけてもらいたいということだから、ぜひ知事にはJRに対して強力的なお願いをしてもらいたいということです。

輿石企画部長

JR東海と試乗が速やかにできるように一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

（男女共同参画推進センター費について）

進藤委員

今年度から指定管理者制度が導入されるということですが、男女共同参画については、平成11年に法律ができて、内閣府が中心になって全国に男女共同参画を推進するということを強力的に進めているわけです。その社会の中で男と女も、本当にそれぞれの知恵を出し合い、共同して社会を築いていくことが一番ノーマルだということで、社会を発展させていく上にも非常に大事な考え方であるということで、力を入れてきたわけです。そして、男女共同参画推進センターはその意味でも大変重要な立場で、その重要さを発揮してきているわけですが、今度、指定管理者になって、その男女共同参画の推進の理念をかなり進めていただかなければ困るわけですし、その単なる貸し館的なものになっていっては困るということが、男女共同参画関係の人たちからも大変心配はされているわけです。

その件で、その理念がしっかり発揮され、進展していくように、男女共同参画課としてはどのような立場で指導されていくのか、お聞きしたいと思います。

河野男女共同参画課長

委員がおっしゃるように、この4月からセンターが指定管理に移行

したわけですがけれども、移行したといいますが、センターが県立施設であることに変わりありません。管理者としましては、既に指定管理者制度を導入している施設の例にならって、センターの場合は、委員がおっしゃるように、管理貸館だけではなく、そこで行われる講座、事業等が重要ですので、事前に利用計画書を提出していただいて、その内容をきちんと確認していきたいと思っています。また、事業の実施に際しましては、指定管理者による管理運営が適正に行われるよう、事業報告書や定期報告の提出それから、利用者のアンケート調査、モニタリングの実施などを通じて事業の実施状況や施設の管理状況を把握し、評価、指導していくことを進めさせております。

進藤委員

それで、評価をしていくと思うのですが、その男女共同参画推進の行動計画の中で、数値目標があると思うのですが、そういうものがセンターの3つの館がありまして、その活動やら、あるいは男女共同参画課で独自に行ういろいろな事業もあるでしょうし、それから、そのほかの関連、いろいろな部局で、部署でも、男女共同参画を推進しているわけですがけれども、それらを合わせての評価というようなものはどのようになさっていきますか。

河野男女共同参画課長 センターの事業ということではなく、男女共同参画施策全体の評価ということによろしければ、男女共同参画施策につきましては、県の第2次男女共同参画計画というのがございまして、その中には、男女共同参画課にはセンターの委員を、それから各部分で考えるさまざまな事業がありますけれども、この推進状況につきましては、毎年、年次報告書というものがございまして、その中で進捗状況等を報告させていただいております。

進藤委員

それで、平成11年からちょうど10年ぐらいたっているわけですがけれども、まだ本当はもっともっと推進しなければいけないのに、他県に比べてもまだ落ち込んでいるというのは、やっぱり女性の男女共同参画の意味での昇進ですね。管理職などへの女性の登用という面では非常におくれています。教職員の校長、教頭などの登用状況を調べてみますと、この中部地区、富山、福井、新潟、静岡、石川、三重、愛知、岐阜、長野、山梨、この10県あるわけですがけれども、その中で山梨県が一番率が低いわけですね。やっぱりこういう面でもデータが上がっていくような取り組み、それにはまたいろいろな県庁職員もそうですが、キャリアを持って、そしていろいろな部署でも勤められる地位を経験していくというような面もあると思いますが、そのような面でも、かなり強く取り組んでいかなければならないという、非常に重要な年度に来ていると思いますから、ぜひ男女共同参画推進センターの運営、活動についても、県の方からも強力に指導、助言をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

河野男女共同参画課長 基本的には、指定管理者制度になりまして、現在男女共同参画推進センターで行っている事業を基本的には踏襲していきます。さらに指定管理者制度で管理者となったやまなし文化学習協会が今までやってきた学習推進センターのノウハウを生かして、さらに進んでいくということにしておりますけれども、現在、男女共同参画の推進については、昨年、内閣府からも報告がなされまして、必ずしも順調に男女共同参画が進んでいないということでございまして、こういった現状を打開していくために、さまざまな分野で男女共同参画の取り組みを進めていく必要があるということで、今までのように講習や研修、こういった知識の習得、あるいは普及啓発の推進とい

うだけではなく、実際に地域における課題を解決していくための実践活動を通じて男女共同参画を進めるということもやっております。

ですから、従来の知識習得といったものも当然大事なわけですが、これにプラス、実践活動を通じて男女共同参画が広がっていくように、いわゆるリーダー、核となるような方々の教育を充実していかなければならないと思っておりますので、こういった視点でセンターにもお願いをして、指定管理者にもお願いをして、そのセンターになって今までに増して男女共同参画の拠点として、多くの方々に利用していただいて、これらの取り組みが県内の地域に広がるような形で指定管理者ともども協力していきたいと考えております。

進藤委員

DV、ドメスティックバイオレンスが非常に増加してきているという、相談件数がふえているということがあるのですけれども、それで県でも、福祉プラザの中にあります女性相談所へ、1人増員をしてくださいますと、4人で相談事業に当たり、また、今後1人増員をしていくことになりました。

大変ありがたいことなのですが、夜8時まで相談に応じるということになったんですね。相談所では、土日はお休みですが、女性センターは土日開館しておりますと、9時まではやっているという話ですから、その辺の連携をしていただくことで、女性センターでDVの相談があった場合には、そこで対応していったら、何かあったときはいつでも女性相談所でも対応してくれるということになっているようですが、そんな点で、DVの関係も相談に乗っていただけるような、そういう体制をとっていただきたいと思っておりますが、現在も相談窓口があるようですが、特に女性相談所の方で、夜の対応もしていくというようなことになりましたので、土日は特にそこが手薄になりますので、センターでもそこへ対応をしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

河野男女共同参画課長 男女共同参画推進センターは土日はやっておりますので、女性相談所が土日に休みということをお補完するために、平成18年度から配偶者暴力相談支援センターということで位置づけられております。

現在、2名の県の相談員が相談に当たっております。確かに、センターでは相談件数もふえているわけですが、現状で相談における相談件数ということですが、要はその場合はDVの相談だけではなく、いわゆる女性の何でも相談という形でやっておりますけれども、平成18年度にそういった総合相談、DVの相談を合計した件数がですが、1,077件です。それで、このうちDVの相談が100件ということです。それで、今年度の2月末の状況なんですが、総件数で964件、それからそのうちのDVが174件ということで、DVは確かに1.7倍ということでふえております。

ですけれども、あと1カ月残っているわけですが、その後、いわゆる相談件数の総数としましては、平成18年度とほぼ同じ。19年度は828件ということで、ちょっと落ちておりますけれども、18、19、20ということで見ますと、ほぼ横ばい状態。ただし、内訳としましてはDVの相談がふえているということで、DVの相談は月平均でいきますと約16件という形の状況になっております。確かに、DV相談の件数はふえておりますけれども、相談件数は横ばいということでぴゅあ総合でも時間の延長はいかがかというお話ですが、今回のDV被害者の対応の中心的な役割を担っております女性相談所の方で夜間電話相談の開設が図られたということもあります。ですので、女性相談所における今後の状況、それから、また、

びゅあ総合の相談件数、こういったものの今後の推移を見ながら、今後協議をする中で総合的に判断して考えてまいりたいと思います。

進藤委員 本当にありがとうございます。DVがふえてきているというのは、まだとても女性の自立ということがなされていないし、男性が女性の人権を尊重していないというあらわれだと思えます。男女共同参画の一番基本は、やっぱり人権を尊重するという事、それから女性も自立して、自分のキャリアを持って、そして仕事も持って、力強く生きていけるような女性を育てていく。また、男性も、優しい、思いやりのある男性になっていただくというようなことで、女性センターの果たす役割というのを、非常にそういう面で幅広い役割があると思えます。どうかよろしくお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第5号 山梨県特定非営利活動促進法施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第15号 山梨県県民会館設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第43号 包括外部監査契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第44号 国土利用計画（山梨県計画）を定める件

質疑

金丸委員 山梨県の県土の利用計画が、この方針に基づいて平成29年までの長いスパンにわたる計画ということになっているわけでございます。昨年も、第3次の総括の上に立って4次をとというような話をさせていただいてまいったわけでございますけれども、それとあわせて知事の掲げられる、チャレンジ山梨行動計画、これとの整合性というのをきちんとこれでは組み込まれているのだらうと思っておりますけれども、あわせてこういう立派なものをつくってもらって、これに基づいて努力をされるということですが、5年ごとに点検をして、場合によっては見直されるというように、私は今、受けとめたのですけれども、そういうことになると、これを書きかえたりして国に提出をするというような運びなのかどうかということについてお聞きします。

山本政策参事 5年後にどうしようかという趣旨かと思っておりますけれども、基本的に点検をすると。その時点において、当然、何らかの調整すべき必要が生じるのであれば、それは総じて判断をさせていただくということでございます。ここにおいて5年後に必ず何らかの修正を行うということは申し上げることはできないと考えております。

金丸委員 見直しをする場合は、国には、山梨県としてはこのように見直しをすることになりましたというものになるのか、それとも、これはもう一たんこういうことで計画しているから、県の中だけで承知をしておけばいいと。これを場合によっては県の中で眺めてもらったりして、5年後とは言わずに、こういう方向を決めてこれで進んでいこうということでもありますので、今申し上げたような知事の政策と整合性があるのかどうかということなどについても、きちんとやっぱり点検してもらう必要があるんじゃないかなと思うのですが、この辺の整合性というのはどうですか。

山本政策参事 まず、1点、5年後に見直すと申し上げましたけれども、私どもは、当然、毎年毎年、土地利用現況把握調査というのをいたしております。利用区分ごとの面積というのは、必ず全部把握をいたしているわけです。そういったフォローは毎年当然しているわけです。

その上で、おおむね5年後に、当初想定したよりも相当何か大きい状況の変化があるということであれば、必要があればそういう検討をするということでございます。

それから、国に関しましては、この資料の1ページにもございますけれども、私ども、国土交通省をはじめ関係機関と、本当に何カ月もかけていろいろな事前の調整をいたしております。そういう意味で、また5年後にそういった事態があるのであれば、当然、国にいろいろな御相談はさせていただくことは当然でありまして、その後、もし修正したということになれば、これは国に報告するというに当然なろうかと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第21-1号 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求めることについて

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

請願第21-2号 地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求めることについて

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（県庁組織の見直しについて）

中込委員

県庁組織の見直しについて質問させていただきたいと思います。

知事は、組織づくりにおいて、山梨県の行政改革大綱に基づいて、簡素で効果的な県民にわかりやすい組織を構築する。また、重点施策や県政課題に積極果敢に挑戦する組織づくりに取り組んでいくと申されております。私個人としても、世の中の状況とか、その辺をフレキシブルに対応する組織づくりということが重要だと、このように思っております。このような観点から、来年度の組織の見直しについてはどんなことを留意して組織を目指しておられるのかお聞きしたいと思います。

都築行政改革推進課長 組織改正のことですけれども、地方自治法の中で一番私ども地方自治の鉄則になるかと思っておりますけれども、最小の経費で最大の効果ということをももちろん目標にしております。また、自治法の中で、その組織及び運営の合理化に努めるとともに、その機能の適正化を図らなければならないと、このようなことが当然イメージとしてあります。

そういった中で私どもの組織、毎年新たな課題が出て、日々、事業を通していろいろな仕事が増え、忙しい、そういうものが出てくるかと思っております。そういった中で、私ども組織の見直しの主な観点としまして、いわゆる庁内で重複類似業務がないか、あるいは他の団体、あるいは市町村等と事業が重複したり、していなかったりしないかとか、そういったむだがないかという観点。それから、業務が着実に、かつ効率的に処理されているか。テーマ設定が迅速であるか、県民のニーズに適合しているか、新たな課題や将来想定

される課題に的確に対応しているか、それから、やっぱり県民にとってもわかりやすく、親しみやすい組織であるかという点で、4月に新たな組織が立ち上がって、またすぐその仕事を見ながら、昨年度の課題なども踏まえながら、検討してきております。

現実的にはつくった組織がそのまま当然、その時点ではいいと思っているわけですが、100%きちりというわけではありません。やはり、途中で新たな課題が出れば、迅速に対応しなければならない。そういったために昨年度、プロジェクトチームという形で新たな要望を整理しまして、迅速に活動できる新たな全庁型の組織をつくるという形で柔軟に対応する。そうした形で、いわゆる簡素で効率的な組織をつくるように努めております。

中込委員 わかりました。まあ、そのような観点から、来年度は販路拡大の基礎をつくる、そんな観点でということではよろしいのでしょうか。

都築行政改革推進課長 これから私どもが組織をつくった後、人事の配置がありまして、それで来年度の事業が進められるという形になるかと思えます。ですから、まだそういう意味では検討している部分というのももちろん書かれております。

そういった中で、幾つかの課題を解決するために、いわゆる山梨ブランドの推進という形で行ってきたものを総合的に観光施策と相乗的に動かす方がより効率的だろうという観点から、先般、知事が開会日に述べたように、新たに総合調整という形で観光部に設置して、山梨ブランドを推進していこうとか、それぞれの各部での販売戦略を進めるために農産物の販売に力を入れる。各部は各部で同じようなブランドの推進を進める。そういう形の中で、幾つかの課について新たな課題に対応する形で進めております。

中込委員 当然、パイが決まっているわけですから、一つのそういう組織をつくれれば、また何かを消すとか、スクラップ・アンド・ビルドで、そのとき、その時宜に合わせて改組ということだと思いますが、私は、今、いろいろ勉強したり、聞いている中で、部内の中間組織である県民室とか産業立地室の見直しは対象になって、新聞にも今度出ているということですが、これらの組織は簡素で効率的な、県民にわかりやすい組織なのか。あるいは、この不況下において、産業立地室も県内に来る企業はあんまり少なくなっていると、こういう状況において、これは意味があるのか。この辺についてはどんなお考えをお聞かせください。

都築行政改革推進課長 先ほど言われました県民室と産業立地室のことですけれども、行革大綱の中で、部と同格の室、部の中の室、課の中の室、いわゆる3層に混在して、県民にとって非常にわかりにくいとしております。そのため、本年度当初には、部に当たるということで知事政策室を知事政策局として、部と同格の室を解消しました。残る2層目、3層目にある室ですけれども、今年度につきましては、部内の室に当たる県民室については、県民生活に直接結びつくさまざまな重要施策を進めておりまして、この階層につきましては、各施策や県民室内の各課室の業務整備などが必要であり、現在それを進めているところであり、その結果を踏まえた上で、デメリットに対する対応を含め、真剣に検討していくという考えであります。

それから、立地室につきましては、これは平成19年4月に設置しましたけれども、それまでの理事を含め3人体制の担当から、10人を超える部内室にしております。その結果、平成19年度は前年比で工場立地実績も3倍に

上がり、評価も全国43位から33位に上がったというような実績も残しております。本年度もそれと同等以上の実績を残すと課では判断しております。

昨今の経済状況を見ますと、先ほど言われましたように、活動が停滞しているので、いわゆる改変とか解消とか統合が必要かという御意見と思えますけれども、課の職員はこんなときでも、やはり企業訪問を続け、支援をできるように進めていくメッセージを伝えることは必要だと思います。企業からも、この時期にさまざまな情報をいただけると。今後にとってもやはりメリットが大きい。そういう判断から、先ほど言いました課題というものは認識しておりますが、来年度以降の課題と考えております。

中込委員

その2つの県民室と産業立地室で、県民室でちょっとお聞きしたいんですけども、私は、組織というのは、本当に簡明でないと結果が出ない、こういうふうに思っております。その点、県民室については、意思の決定も二重構造になっていると、こういうようなことで、今の課長の答弁では、まあ今、その中の業務等見直しながらということですが、これは近いうちに必ず組織を見直して、これは県民室は見直すということによろしいのでしょうか。

都築行政改革推進課長

行革大綱に掲げられているということですので、当然、大綱は22年度末がリミットになっていますので、そういった意味で、その方向で検討するという事は申し上げますが、結果につきましては、当然これから全体を検討していくということになるかと思えます。

中込委員

わかりました。いずれにしても、いろいろな業務が二重構造で、職員等も意思決定がおくれるというようなことを聞いておりますので、早急にこれをやっていただきたいなと思えます。

また、先ほど答弁をいただきました産業立地室ですね。確かに、成果が出ているということで、これも知事が去年つくられたということで、これはいいんですが、当然、18年度まで、今の知事さんが来られる前に担当した人は三、四名で、それが十何名にふえれば、当然その成果は出のですが、当然、去年の9月にこういう状況になるまでは、成果を上げてきたと思うんですが、これからは話を聞くになかなか誘致できないと、こうなったときに、確かに好意的な方は大勢入れて頑張るといのもあるのですが、費用対効果で戦略的に、頑張ってもどうしようもないようなものを専断的に処理を頑張っても意味がないということだと思えますね。その辺は、今までの組織に固執して、それを頑張るというのではなくて、やはりその結果、費用対効果、こういうもので柔軟にやっていくべきだと私は考えます。やめるというわけではないのですが、やはり今の状況とかかんがみながら、柔軟に組織をつくっていった方が、それでなくても、職員を少なくしながら効率的にやっていけないといけないので、本当に成果のあるところに充当を急ぐというのが知事のお考えでもありますから、効率性を考えてやっていかれたらどうかと思うのですが、御意見をいただければと思えます。

都築行政改革推進課長

産業立地の関係、確かに経済状況が非常に厳しいわけですがけれども、本県としましては、やはり燃料電池関連の立地ということも非常に大きな課題になっております。やはりこういったことは継続しなければならない事業ですので、立地室につきましてはこれを念頭に入れて、調査事業も踏まえながら仕事を進めていくという考えであります。

私どもとしては、当然、4月に配置した組織などに固定しているわけでは

なくて、その間でも業務の新たな課題が出れば、その部内なり、あるいは部内で配置を変えるなり、部内で対応できなければ、改めて私どものところも含めながら、年度途中であっても組織については必要であれば検討するという考えであります。ですから、新年度の動きを見ながらということもあるかと思えます。現状ではこの組織で継続して事業を進めていくのが、今段階の検討の結果になるかと思えます。

中込委員　　私は、この状況などを考えて、もう少しコンパクトにその中身を考えていけるかなと、こんなことを提言いたします。

（県庁組織の見直しについて）

進藤委員　　今の組織改革のことで関連なんですけど、男女共同参画課と県民生活課が統合されるというようなことが新聞に載っておりましたが、統合する理由というのは何でしょうか。

都築行政改革推進課長　　先ほども組織編成のところでも多少述べたところなんですけれども、やはり男女共同参画課につきましては、組織としてはやや小規模ではないかと。業務の推進に当たってマンパワーが不足するような場面があるのではないかなと、思っております。

そういう観点から、私ども、小規模な課につきましては、効率化ということを考えております。それは、別に事業を廃止するのではなくて、事業をより効率的に進めるにはどうしたらいいかという考え方に立っております。現在、男女共同参画の所管事業ですけれども、法律や制度などの環境はほぼ整備されてきているのかなという気がします。やはり今後の課題につきましては、女性の社会進出や子育ての環境づくりなど、実際の男女共同参画施策を具体的にどうやってパワーアップしていくかという時期に入っているんじゃないか感じております。

結果としまして県民生活課と統合するということは、やはりある程度の規模の中で、いわゆる担当同士の協力体制、3倍以上になりますので、相互に柔軟で、相互に応援ができるような機能的なものになり、現状の1課1担当という組織に比べればはるかに有効的な活動ができるかと思えます。

また、県民生活課という課につきましては、広く当然、県民の身の回りの生活に関する安心・安全対策、それからボランティアやNPOなどの民間団体などの支援を担当しております。また、公安職員も配置されております。男女共同参画の中で、やはり大きなテーマになります人権問題やDVなどのいわゆる具体的な生活安全を担う団体、組織があります、先ほど言いましたさまざまな団体が団体同士で相互に連携が図れるということを考えますと、ある意味では男女共同参画の事業も並行的に浸透していく可能性が深く高まり、総合的に見て、事業が発展できるのではないかと考えて、現在、このような検討をしているところであります。

進藤委員　　今、課長さんがおっしゃるように、男女共同参画も法律ができて10年たって、今、本当に具体的にどうやっていくかということが、今、一番、行動も非常に具体的になってきている。少子化を乗り越えていくためには、やっぱりどうしても男女共同参画が進まなければだめである。子育ても男の人も女の人も両方がうまく協力し合ってやっていかなければ子供を産む気にもなれない。それから、子どもを育てていく段階でも、子供が円満に伸び伸びと育っていかない。夫婦の仲が悪いとか、人権を無視しているような家庭で

は、子供も虐待、それから不登校とか、非行問題に行ってしまうわけで、そういう面で非常に広い考えで、企業でもどうやって男女共同参画を進めていくかというような、企業への働きかけというようなことも各市町村でも、そういうことに活動が進んでいっております。

ですから、今おっしゃったように、県民生活の立場から、広い立場から、男女共同参画の意識を持って、職員の方々がいろいろな場面で男女共同参画ということのを頭に置きながら事業を進めていけば、本当に効果的に行くとは思いますが。

まだまだ、男女共同参画という言葉がどっちかといえ、そんなものやめろというバッシングのようなものもちょっとありますし、いやいや、やっぱり企業が発展するのにも女性のパワー、女性のアイデアというものが非常に役立っているというのが、いろいろなところで今、実証されております。ですから、そういう面で、やはり男女共同参画という言葉がどこかへ消えてしまうようでは、今の活動の推進状態から言えば、まだ不安です。だから、ネーミングは非常に大事な事だと思います。どっちかといえ、県民生活は、本当に男と女が共同して、参画して、何かを決めるときから女性も参加して。だから、今、各何々区の総会にも、女も男も一緒に出ようとか、区長さんとか、区の役員も女性をどんどん登用していこうよ、女性も引きこもらないで出ましようよというような形になっていっています。だから、そういうことから考えると、県民生活の中に本当に男女が共同、参画していく。共同ですよ。一番大事な事だと思うから、男女共同参画県民生活課と。まあ、そんなふうに行けば、本当に山梨県は、男と女とがっちり組んでアイデアを出して、県が発展していくなというようなイメージがぱっと出そうです。もっといいネーミングがあるかもしれませんが、そんなことをぜひお願いしたいと思います。

その他

・ 本日は、警察本部関係の審査及び知事政策室・企画部関係の審査で終了し、翌6日午前10時から、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係について、引き続き会議を開くこととし、閉会した。

以 上

総務委員長 浅川 力三